

## 介護サービス関係 Q&A集

項目	質問	回答	Q A 発出時期、文書番号等																																																					
			文書名	問番号																																																				
規模別報酬関係	事業所規模による区分について、前年度の1月あたりの平均利用延人員数により算定すべき通所サービス費を区分しているが、具体的な計算方法如何。	<p>以下の手順・方法に従って算出すること。</p> <p>(1) 各月(暦月)ごとに利用延人員数を算出する。          (2) 毎日事業を実施した月においては、当該月の利用延人員数にのみ七分の六を乗じる(小数点第3位を四捨五入)。          (3) (2)で算出した各月(暦月)ごとの利用延人員数を合算する。          (4) (3)で合算した利用延人員数を、通所サービス費を算定している月数で割る。          ※ (2)を除き、計算の過程で発生した小数点の端数処理は行わないこと。</p> <p>[具体例]6月から10月まで毎日営業した事業所の利用延人員数の合計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録人員</td> <td>30500</td> <td>31050</td> <td>34075</td> <td>34550</td> <td>33925</td> <td>34550</td> <td>35075</td> <td>30950</td> <td>30075</td> <td>31050</td> <td>30100</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>X6.7</td> <td>-</td> <td>29207</td> <td>29614</td> <td>29079</td> <td>29614</td> <td>30064</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実績人員</td> <td>30500</td> <td>31050</td> <td>29207</td> <td>29614</td> <td>29079</td> <td>29614</td> <td>30064</td> <td>30950</td> <td>30075</td> <td>31050</td> <td>30100</td> <td>331303</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 利用延べ人数(4月～2月)…3313.03人          平均利用延人員数=3313.03人÷11ヶ月=301.184…人</p>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計	登録人員	30500	31050	34075	34550	33925	34550	35075	30950	30075	31050	30100	-	X6.7	-	29207	29614	29079	29614	30064	-	-	-	-	-	-	実績人員	30500	31050	29207	29614	29079	29614	30064	30950	30075	31050	30100	331303	24.3.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.273 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2) (平成24年3月30日)」の 送付について	10
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計																																												
登録人員	30500	31050	34075	34550	33925	34550	35075	30950	30075	31050	30100	-																																												
X6.7	-	29207	29614	29079	29614	30064	-	-	-	-	-	-																																												
実績人員	30500	31050	29207	29614	29079	29614	30064	30950	30075	31050	30100	331303																																												
規模別報酬関係	事業所規模別の報酬に関する利用者数の計算に当たり、新規に要介護認定を申請中の者が暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合は含まれるのか。	いわゆる暫定ケアプランによりサービス提供を受けている者は、平均利用延人員数の計算に当たって含めない取扱いとする。	18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q&A(vol.1)	46																																																				
規模別報酬関係	同一事業所で2単位以上の通所介護を提供する場合、規模別報酬の算定は単位毎か、すべての単位を合算するのか。	実績規模別の報酬に関する利用者の計算は、すべての単位を合算で行う。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)	52																																																				
規模別報酬関係	通所介護等の事業所規模区分の計算に当たっては、 ①原則として、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数により。 ②例外的に、前年度の実績が6月に満たない又は前年度から定員を25%以上変更して事業を行う事業者においては、便宜上、利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数により。 事業所規模の区分を判断することとなる。 しかし、②を利用することにより、年度末に定員規模を大幅に縮小し、年度を越して当該年度の事業所規模が確定した後に定員を変更前の規模に戻す等、事業所規模の実態を反映しない不適切な運用が行われる可能性も考えられるが、その対応如何。	1 事業所規模の区分については、現在の事業所規模の実態を適切に反映させる方法により決定されるべきであることから、定員変更により②を適用する事業所は、前年度の実績(前年度の4月から2月まで)が6月以上ある事業所が、年度が変わるために定員を25%以上変更する場合のみとする。	20.4.21 事務連絡 介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A	24																																																				